

協定名	南葉山ハイツ	協定区域	秋谷字仲里	区画数	58 区画	面積	2.56 ha
用途地域	第1種低層住居専用地域			防火地域	指定なし		
認可年月日	平成12年1月11日 (平成29年10月25日変更)	期間	10年(以降自動更新)				

項目	制限内容
敷地	<p>* 建築物の敷地面積の最低限度は、300㎡とする。なお、この建築協定時に300㎡未満の敷地(別表区域番号)は、今後もそのままの敷地で建築することができるものとする。これら区域番号の敷地は、再分割してはならない。</p> <p>* 隣地との境界の柵を設置する時は、原則として、網状その他これに類する見通しのよい形状のものとし、その高さは1.2m以内とする。</p> <p>* 擁壁の直積み、土盛りは、協定委員会が専門家の意見を聞き認めた場合に限る。</p> <p>1) 土留めや擁壁を設置するときは、高さ2m以内を原則とする。</p> <p>2) 擁壁の増し積み及び擁壁からはね出しは、してはならない。</p>
位置	<p>* 建築物(ベランダ、温室を含む)の外壁またはこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1m以上とする。ただし次のイ)から二)のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>イ) 外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下。</p> <p>ロ) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5㎡以内。</p> <p>ハ) 専ら車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が7.5㎡以内。</p> <p>二) 建築物に附属する冷暖房機等。</p>
用途	* 一戸建専用住宅(2世帯同居住宅及び物置、車庫等の附属建築物を含む。)
形態	<p>* 現況地盤面からの最高高さ 10m(認可公告のあった日における宅地の地盤面)</p> <p>* 現況地盤面からの軒の高さ 7m(認可公告のあった日における宅地の地盤面)</p> <p>* 建ぺい率 40%</p> <p>* 容積率 80%</p>
構造	
意匠	
設備	

※建築をされる方は 建築確認申請をする前に協定区域内の委員会と事前のお話し合いを行ってください。

建築協定区域には、協定を運営するための委員会が設置されています。
協定委員会の連絡先は建築指導課許認可係(046-822-8527)までお問合せください。